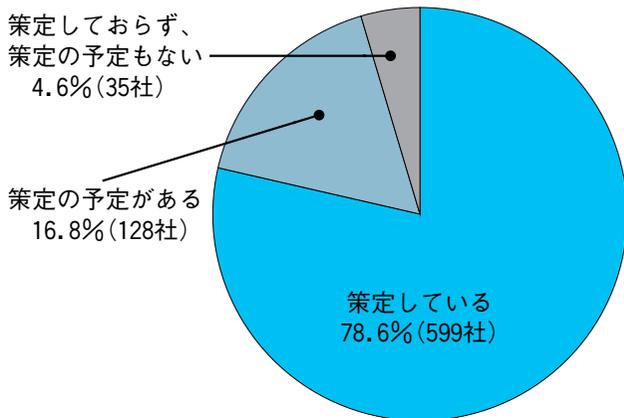


ンス強化に向けた自主的な取り組みを働きかけてきた。その後、昨年十二月、全会員企業を対象に、企業倫理・企業行動に関するアンケート調査を実施したところ、「企業倫理・企業行動指針」については、ほとんどの企業がすでに策定ないし策定予定であり、「ヘルプライン(相談窓口)」についても、約八割の企業がすでに設置・設置予定であるという結果が得られている。こうした実態を踏まえ、立法化にあたっては、このような企業の自主的な取り組みを活かすような制度にすること求めた。その意味で、部会報告において、

80%近くの企業がすでに企業倫理・企業行動指針を整備している



80%以上の企業が企業倫理ヘルプライン(相談窓口)をすでに設置または設置する予定



90%の企業が企業倫理・企業行動を含む幅広い相談を受け付けている

内部告発者の保護は、まず社内または行政機関に通報したものが対象となり、また、通報者の範囲も「現在雇用されている労働者」に限定されたことは妥当であろう。今後、こうした問題に対して、企業においても、受け身ではなく、「危機管理」の観点から、積極的に対応していくことが望まれる。

実効性ある消費者政策の推進

さらに、わが国の消費者政策が、刻々と変化する社会経済のニーズを的確に反映するためには、行政のあり方についても問い直す必

要がある。わが国の消費者行政は、業者の監督官庁が個々ばらばらに対応している構造が今なお存在しているが、広範にわたる消費者政策について、包括的かつ体系的に実施していくことが望まれる。行政自らが「縦割行政」を排し、腰を据えた本格的な改革を行うことにより、戦略性・実効性ある政策の推進を期待したい。

経営トップの強力なリーダーシップに期待

最後に、企業が、消費者をはじめ、社会に信頼される存在となるためには、経営トップ自らが強力なリーダーシップを発揮していくことが何よりも重要である。戦後から高度成長期までは、物質的・経済的な豊かさのみが追求され、大半の企業は商品・サービスを合理的な価格で供給できれば成長することができたため、企業経営は、いわゆる「供給者側の論理」が支配的であった。しかし、モノの溢れる時代になると、個々人の求める商品・サービスに対するニーズやウォンツは多様化し、これを的確に把握できない企業は、市場からの撤退を余儀なくされるため、「消費者側に立った論理」が求められており、これが今後の企業経営の基本となっていかなければならない。

消費者政策の転換と企業経営

宮部義一

みやべ よしかず

日本経団連経済法規委員会消費者法部長

三菱樹脂顧問



転換期を迎えた消費者政策

昨今、経済のグローバル化や情報化、規制改革、少子・高齢化等の急速な進展により、個人そして企業を取り巻く環境は大きく変化する。企業の経済活動や国民の意識・ライフスタイルも多様化しつつある。こうした経済社会の大きな変化を受けて、国民生活審議会・消費者政策部会では、昨年六月以降、消費者政策の基本的な考え方や施策の内容を抜本的に見直し、二十一世紀にふさわしい消費者政策として再構築すべく、先般六月に部会報告を取りまとめた。この作業には、私も経済界代表の委員の一人として参画した。

部会報告で最も注目すべき点は、今後の消費者政策の基幹となる「消費者」の位置付けを転換していることである。これまでの消費

者政策は、消費者を行政によって「保護される者」として捉え、事業者を業法等に基づいて規制するという手法を中心に展開されてきた。しかし、個人を「多様な能力や個性を発揮し、自立して行動する」主体として捉えることが、現在推進されている一連の諸改革の基盤となっている。そこで、今後の消費者政策においても、消費者の位置付けについて「保護される者」から「自立した主体」への転換を図ることとし、消費者保護基本法を改正し、これを明確に位置付ける方針を打ち出した。

コンプライアンス経営の強化に向けた取り組み

また、消費者政策部会での検討を開始した当初、大変残念なことに、いわゆる内部告発によって明るみに出た企業不祥事が続発した

ことから、消費者政策部会では、企業に対する消費者の信頼を構築するための方法として、企業の「自主行動基準」の策定・運用によるコンプライアンス経営を提言した。また、いわゆる「内部告発者」への対応策として「公益通報者保護制度」の導入を打ち出した。この制度は、公益のために内部通報を行った従業員が解雇等の不利益な取り扱いを受けることのないよう、通報者の保護に関する制度的なルールの明確化を目的とし、早ければ来年一月の通常国会に法案が提出される見込みである。

すでに日本経団連では、昨年十月、企業行動憲章を改定し、会員企業に対して、「自主行動基準」の策定や、従業員が不利益を受けることなく相談・通報できる「ヘルプライン（相談窓口）」の設置をはじめ、コンプライア